

「経済的支援助成制度」について

1. 内容
この制度は、経済的理由により修学困難な者を対象とする学費等減免制度です。
2. 減免額
年間授業料額から17万円の減免
3. 申請要件
 - イ) 生活保護世帯
 - ロ) 市町村民税所得割非課税世帯
 - ハ) 所得税非課税世帯
 - ニ) 保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯
※上記、いずれかに該当する世帯
※原則、イ)～ハ)世帯が対象
二)は、経済的急変により、年度途中で要件に該当する世帯
4. 対象者
該当者は、全員が対象
※「離島特待生制度」など、他の助成制度との併用はできません。
5. 申請書類
「経済的支援助成申請書」に関する証明書等を添えて提出
6. 申請時期
本通知到着後、10日以内に申請
※期日に間に合わない場合は、ご相談ください。
7. 審査方法
提出された申請書類により審査し、通知します。
8. 提出書類について
 - ※ 下記イ)～二)の内、一つでよろしいです。詳細はお問合せ下さい。
 - ※ 原則、父母それぞれについての提出が必要となります。
 - ※ 代理人が証明書を取得される場合は、委任状などが必要となります。
 - イ) 生活保護世帯
 - ① 「生活保護証明」
世帯：市町村役場 生活保護担当課
 - ロ) 市町村民税所得割非課税世帯
 - ① 「住民税非課税証明(課税額証明書)」
該当父母：市町村役場 市民税課など
(注) 専業主婦などで申請のない方は、役所の市民税課で0円の申告ができるとの事。その後、非課税証明を取得してください。
 - ハ) 所得税非課税世帯
 - ① 「納税証明書(その1)」：納付すべき税額が記載のもの
該当父母：所轄の税務署
 - ニ) 保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯
 - ① 「離職理由証明書」
該当父母：ハローワーク、又は元の勤務先へ請求
(注) 自己都合退職は対象外
9. 予算及び支援総額(平成31年度)
支援額17万円×10名=支援総額170万円